

電気通信業界における違法・有害情報への取り組み

～青少年インターネットWGの提言をふまえ契約約款モデル条項を改訂～

平成24年4月10日

(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員長
違法情報等対応連絡会 主査 桑子 博行

特定サーバー管理に関する指摘について

特定サーバー管理に関する指摘について

警察庁・総合セキュリティ対策会議の提言
内閣府・青少年インターネット環境の整備に関する検討会の提言
総務省・青少年インターネットWGの提言

いずれも
モデル約款の整備や
連絡受付体制の整備
を求めている

▼総務省「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する提言概要」より

- ・ 上位の特定サーバー管理者の催告に関わらず、下位の特定サーバー管理者が青少年閲覧防止措置を講じない場合に限って、上位の特定サーバー管理者が青少年閲覧防止措置を講じるモデル約款の整備を行うことが求められる。
- ・ 上位の特定サーバー管理者において、問い合わせフォーム等を整備しその使用を下位の特定サーバー管理者に推奨することや、連絡受付体制の整備を下位の特定サーバー管理者に催告・要請すること等の自主的な取組を行うことが求められる。
- ・ 法附則第4条で、社会的法益を侵害する情報の送信防止措置をとった場合のプロバイダ（サーバー管理者）の民事責任の制限について検討することとされているところ、現状民間の自主的対応が有効に機能しており、現時点では法令によって責任を制限する必要はないと考えられる。

通信関連4団体で構成する違法情報等対応連絡会において、
契約約款モデル条項を改訂し、特定サーバー管理者向けの条項を追加

契約約款モデル条項

平成24年4月5日

報道資料

社団法人電気通信事業者協会
一般社団法人テレコムサービス協会
社団法人日本インターネットプロバイダー協会
社団法人日本ケーブルテレビ連盟

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の改訂について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号、いわゆる「青少年インターネット環境整備法」）においては、特定サーバー管理者（サイト管理者など）の努力義務として、青少年にとって有害な情報の取扱や、連絡受付体制の整備等が規定されております。

昨年、報告書がまとめられた内閣府、警察庁や総務省の有識者会議において、サイト管理者等の特定サーバー管理者に対し、これらの努力義務を周知し、履行してもらうための取り組みとして、いずれもモデル契約約款等で対応することが提言されております。

このような状況をふまえ、業界4団体の代表メンバーからなる違法情報等対応連絡会において「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」（以下、「契約約款モデル条項」という）の改訂案を策定し、この3月16日まで意見募集を行ってまいりました。いただいた意見をふまえ、契約約款モデル条項を改訂しましたので、本日、公表いたします。

「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の主な改訂内容

- ① これまで電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等と利用者（ユーザー）との間のモデル条項として策定してまいりましたが、利用者に特定サーバー管理者も含まれることから、特定サーバー管理者も含んだモデル条項とした。
- ② 特定サーバー管理者に該当する場合、新たに第5条に青少年にとっての有害な情報の取扱に関する努力義務を設けた。
- ③ 特定サーバー管理者に該当する場合、新たに第6条に連絡受付体制の整備に関する規定を設けた。

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項①

本モデル条項は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等が自らの提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的としています。

(禁止事項)

第1条 契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

- (1) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為

(以下、略)

(契約者の関係者による利用)

第2条 当社が別途指定する手続きにより、契約者が当該契約者の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)に利用させる目的で、かつ当該関係者の本サービスの利用に係る利用料金の負担に合意して利用契約を締結したときは、当該契約者は、当該関係者に対しても、契約者と同様にこの契約約款を遵守させる義務を負うものとします。

(以下、略)

(情報等の削除等)

第3条 当社は、契約者による本サービスの利用が第1条(禁止事項)の各号に該当する場合、当該利用に関し他者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断した場合は、当該契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

(略)

(5) 第6条に規定する連絡受付体制の整備が講じられていない場合、連絡受付体制の整備を要求します。

2. 前項の措置は契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項②

(児童ポルノ画像のブロッキング)

第4条 当社は、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するために、当社または児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で、当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

(以下、略)

(青少年にとって有害な情報の取扱いについて)

第5条 契約者は、本サービスを利用することにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号、以下「青少年インターネット環境整備法」)第2条第11項の特定サーバー管理者(以下「特定サーバー管理者」という。)となる場合、同法第21条の努力義務について十分留意するものとします。

2. 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、自らの管理するサーバーを利用して第三者により青少年にとって有害な情報(青少年の健全な成長を著しく阻害する情報のうち、第1条に規定する情報を除く。以下同じ。)の発信が行われたことを知ったとき又は自ら当該情報を発信する場合、以下に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう努力するものとします。

- (1) 18歳以上を対象とした情報を発信していることを分かり易く周知する。
- (2) 閲覧者に年齢を入力させる等の方法により18歳以上の者のみが当該情報を閲覧しうるシステムを整備する。
- (3) 青少年にとって有害な情報を削除する。
- (4) 青少年にとって有害な情報のURLをフィルタリング提供事業者に対して通知する。

3. 当社は、本サービスにより、当社の判断において 青少年にとって有害な情報が発信された場合、青少年インターネット環境整備法第21条の趣旨に則り、契約者に対して、当該情報の発信を通知すると共に、前項に例示する方法等により青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させる措置を取るよう要求することがあります。

4. 前項に基づく当社の通知に対し、契約者が、当該情報は青少年にとって有害な情報に該当しない旨、当社に回答した場合は、当社は当該契約者の判断を尊重するものとします。

5. 前項の場合であっても、当社は第2項(4)の方法により、フィルタリングによって青少年による当該情報の閲覧の機会を減少させるための措置をすることがあります。

違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項③

(連絡受付体制の整備について)

第6条 契約者は、本サービスを利用することにより、特定サーバー管理者となる場合、情報発信に関するトラブルを防止することを目的として、下記に例示する方法等により、第三者からの連絡を受け付ける体制を整備するものとします。

(1) 本サービスを利用した情報発信に関する第三者向けの問い合わせフォームを整備すること。

(2) 本サービスを利用した情報発信に関する問い合わせ先のメールアドレスその他の連絡先を公開すること。

なお、上記(2)に例示した方法により、連絡を受け付ける体制を整備する場合、当該連絡先が他の目的で悪用されるおそれがあることに契約者は十分留意するものとします。

2. 契約者は本サービスを利用するにあたり、情報発信に関するトラブルが生じた場合に備えて、当社が連絡を取りうる連絡先を当社に対し通知することとします。

(当社からの解約)

第8条 当社は、第7条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合は、その利用契約を解約できるものとします。

(以下、略)

(関連法令の遵守)

第9条 当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。